

第 9 回山陽小野田市都市計画審議会議事録(要約版)

○開催日時	平成 24 年 2 月 23 日 (木) 午前 10 時～11 時 30 分
○開催場所	山陽小野田市役所 第二委員会室
○出席者	1 号委員 中西 弘、田中剛男、川空忠男、原田頼邦 2 号委員 江本郁夫、河崎平男、平原廉清、松尾数則 3 号委員 坂元久夫、高無 正、石部智子
○欠席者	1 号委員 内海隆行、西村重基、 2 号委員 大空軍治
○事務局	白井市長 平田産業建設部長 都市計画課 佐村課長、高橋技監、井上係長、熊川主任技師
○傍聴人	一般 1 名
○会議次第	1 開会 2 市長あいさつ 3 議事 議案第 1 号 小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに山陽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について (諮問) 議案第 2 号 山陽小野田都市計画特定用途制限地域の決定について (諮問) 議案第 3 号 小野田都市計画防火の施設の変更について (諮問) 4 報告事項 ・平成 23・24 年度都市計画決定・変更スケジュールについて ・用途無指定地域における開発許可基準 (最低敷地面積制限) の規制強化について 5 その他 6 閉会
○会議内容	
1 開会	
2 市長あいさつ	
3 議事	
○ 議案第 1 号	小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに山陽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について事務局から説明。 ・質疑応答(要旨) (委員) 厚狭駅周辺は地域核ということだが、山陽小野田市としては小野田駅周辺と同じ位置づけなのか。それと、県と統一して地域核に格下げするのか。それともう 1 点、都市核と地域核の丸は範囲を示したのか。

- (事務局) まず、最初の質問の都市核、地域核の取り扱いについては、市が定める山陽小野田市都市計画マスタープランの上では小野田駅周辺、厚狭駅周辺の双方を都市核に位置付けている。また、県が定める都市計画区域マスタープランでは、厚狭駅周辺が地域核となっているが、従前の山陽都市計画で定めていたものと変わっていないため、格下げということではない。
- ただ、市のマスタープランと県のマスタープランを比べると都市核と地域核で相違があるのではないかとということだが、前回の協議会でも委員から質問があったように、都市核、地域核ということの取り扱いの違いによって、山陽小野田市にとって損失があるかどうかという所が問題になる。これについては、損失ということは一切ないということを確認している。
- それと、地図にある核を示す丸は大きさで距離を示しているものではない。
- (委員) 都市計画区域は、山陽小野田市全域で変わってないのか。
- 用途地域が変更になったのか。それと、用途地域以外は農業振興地域というのがあるが、それは変更になったのか。
- (事務局) 山陽小野田市については、全域が都市計画区域になる。統合はされたが従前と変わっていない。
- 用途地域の変更はなく、用途白地地域も変わっていない。
- (委員) 1 ページのところに概ね20年後をいうことで計画しているが、農業振興地域の整備に関する法律の中では、5年毎に経済動向をみて考えるようになってきている。農振法と都市計画法との関係はどのように考えるのか。
- (事務局) 目標年次として、20年後となる平成42年を想定しているが、これは、20年後を想定する中でまちづくりのあり方を考えるということを示している。
- 基本的には5年ごとに都市計画基礎調査実施し、これによって見直す必要があれば随時見直していくことになる。
- (委員) 5年後に見直した場合、目標年次は20年後となるのか、それとも15年後となるのか。
- (事務局) 基本的に見直しについては20年後を想定するものとする。
- (委員) 5年ごとの見直しについては、県と市のどちらがするのか。それとも、県と市が一緒になってするのか。
- (事務局) 県も市も両方が使える基礎データとなることから、県下一斉で県と市がそれぞれの予算で分担して行う。
- (委員) 都市計画道路の見直しについてはどのように考えているのか。都市計画道路が計画されていると建築制限がかかる。
- (事務局) 都市計画道路の見直しについては、24年度に予算を計上する予定にしている。既に、見直しをする前準備として23年度に道路の種別や幅員構成、決定の経緯等を整理したカルテを作成しており、24、25年度で見直しを進めていくことにしている。委員が言われたように、規制だけをかけておいて、整備もせず見直しもしないで放置をしておくのは問題である

と考えている。

(委員) 確認だが、旧小野田市の都市計画では小野田駅周辺は初めから都市核となっているのか。

(事務局) 旧小野田市では小野田駅周辺を都市核としている。

(委員) 糸根公園の位置付けはどうなっているか。

(事務局) 山陽都市計画区域マスタープランの中に位置付けはなく、今回、変更後の都市計画区域マスタープランにも位置付けはない。

ただ、市の都市計画マスタープランにレクリエーション拠点となる大規模公園の整備、充実ということで位置付けている。

・採決の結果、全会一致で議案第1号は原案どおり承認された。

○議案第2号山陽小野田都市計画特定用途制限地域の決定について事務局から説明。

・質疑応答(要旨)

(委員) 用途白地地域が小野田駅周辺、湾岸道路の両側、国道沿いにたくさん残っているが、見直す予定はないのか。

(事務局) 確かに小野田駅周辺では、用途地域と用途白地地域とが混在しているが、それは用途地域を定めた時に土地利用をある程度区分している。今現在では用途地域を見直す要素がなく、用途地域を見直して時間も経っていないことから、見直す予定はない。例え混在していてもここに示されている用途白地地域について制限をかけていくことになる。

(委員) 山陽小野田市ではこういう制限をするのは今回が初めてなのか。また、近隣の宇部市ではどんな状況か教えて欲しい。

(事務局) 山陽小野田市で指定するのは初めて。

近隣の市の指定の状況として、下関市は区域区分を設定した市になるため特定用途制限地域の指定はない。隣の宇部市では、特定用途制限地域の指定を平成17年に行っている。指定のエリアは山陽小野田市と異なっており、山陽自動車道より南側の用途白地地域としている。本市も宇部市とつながっているので山陽自動車道の南側での指定を検討したが、厚狭地区が山陽自動車道よりも北側になることから、用途白地地域全域を対象にした。

また、山口市においても都市計画区域マスタープランの変更に併せて特定用途制限地域を指定しようという動きがある。

(委員) 床面積は近隣も1,500平方メートルなのか。

(事務局) そのとおり。

・採決の結果、賛成多数で議案第2号は原案どおり承認された。

○議案第3号小野田都市計画防火の施設の変更について事務局から説明。

・質疑応答(要旨)

(委員) 防火施設を廃止するということだが、近隣に防火施設があるのか。

(事務局) スクリーンの図面は第1号水槽、2号水槽、7号水槽周辺の消防水利を示したものの。1号水槽を仮に整備しなくても近くに消火栓があり、消防水利は十分ある。郵便局の前にある未整備の第2号水槽を整備しなくても、その周りに消火栓が3つ囲むようにしてあるので、整備をしなくても消防水利は包含されている。同じように第7号水槽についても、7号水槽のすぐそばに消火栓があり、南中川駅近くに既設の防火水槽もある。廃止と言っても現地から撤去をする訳ではない。都市計画の縛りを除き、消防の一元管理を行うということ。また、その他、小学校にはプール等、防火水槽に替わる消防水利等も他にもあるということで、消防からも都市計画どおりに整備しなくても支障ない旨の回答をもらっている。

(委員) 神帆町で火災があった時に、防火水槽がとても役にたった記憶がある。今は、消防本部が大きなタンク車を持っているので少々のは間に合うが、神帆町であった旧炭坑の社宅の火災は大火災で、消火栓だけでは水が足らなかった。だから、老朽化しているとは思いますが、防火水槽は置いておいた方がいいのではないかとということで訪ねた。

(事務局) 今回、提案させてもらったのは、都市計画決定された防火水槽について、都市計画の法の縛りから外すという提案。防火水槽を無くしてしまおうという考えではない。当初は国の補助事業として都市計画事業で整備してきたという経緯があるようだが、今現在は都市計画事業として国の補助がないことから、先ほどの都市計画道路と同様に縛りだけして、都市計画事業で整備しないという意味合いがある。防火水槽の設置等については、消防が一元管理する中で整備計画を立てて進めるということで理解いただきたい。

(委員) 防火水槽40立方メートルというと、1台の消防自動車が放水をするのに何分ぐらい放水ができるものなのか。

(委員) 40立方メートルといたら、大体、4、50坪の家が完全に消火できるほど。

(委員) 小学校のプールの10分の1ぐらい。

(委員) ありがとうございます。

刈屋西条は地形が急になっていて、上に上がっていく広い道が全くないように思えるが、消火栓は整備されているのか。

(事務局) 上の方には井戸があり、消防用の水利としてそのまま残っている。通路に消火栓があったかどうかは記憶にない。

(事務局) 水道管の径が75ミリ以上であれば消火栓を付けることができる。市内に水道管が巡らされており、半径120メートルから100メートルといった基準によって整備される。消火栓は整備できる範囲で消防と水道局とが協力して整備をしていると聞いている。街中はほぼ網羅されていたと記憶している。ただ、山の上の方は大きな水道管はないと思われるので消火栓は整備されていないかもしれない。

・採決の結果、全会一致議案第3号は原案のとおり承認された。

4 報告事項

- ・平成23・24年度の都市計画決定及び変更スケジュールについて
- ・用途無指定地域における開発許可基準（最低敷地面積制限）の規制強化について事務局から説明。
- ・質疑応答(要約)

(委員) 都市計画法の開発許可は旧山陽町の範囲は3,000平方メートルで変わりはないか。

(事務局) 旧山陽町の範囲については3,000平方メートル、旧小野田市の範囲では1,000平方メートルとなっており、従前と変わっていない。

(委員) 市条例の開発届は旧山陽町の範囲も旧小野田市の範囲も一緒に、1,000平方メートルか。

(事務局) 変更はない。

5 その他

- ・なし

6 閉会